

福島県食品衛生法施行条例の一部改正に関する県民意見公募要領

平成 26 年 12 月 5 日
福島県保健福祉部食品生活衛生課

1 募集の趣旨

厚生労働省では、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 50 条第 2 項の規定に基づき、都道府県等が営業施設の衛生管理上講ずべき措置を条例で定める場合の技術的助言として「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」

（平成 16 年 2 月 27 日付け食安発第 0227012 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知の別添。以下「ガイドライン」という。）を示していますが、平成 26 年 5 月 12 日及び同年 10 月 14 日付けでガイドラインを改正しました。

これに伴い、県では、福島県食品衛生法施行条例（平成 12 年福島県条例第 80 号）の一部改正を検討しています。

つきましては、当該条例の改正に当たり、県民の皆様から広く御意見の募集を行います。

2 改正する条例及び意見募集の内容

(1) 改正する条例

福島県食品衛生法施行条例

(2) 意見募集の内容

別紙「福島県食品衛生法施行条例の一部改正案について」に対する意見

3 募集期間

平成 26 年 12 月 5 日（金）から平成 27 年 1 月 4 日（日）まで

※最終日は、午後 5 時必着とします。

4 応募資格

(1) 県内に住所がある個人

(2) 県内に事業所を有する法人その他の団体

(3) 県内の学校や事業所等に通勤通学している方

(4) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により県外に避難されている方

5 意見の提出方法及び提出先

(1) 提出方法

別紙「県民意見提出書」〈様式：Word〉により、持参、郵送、ファックス又は電子メールの方法で提出してください。

* 1 電話や匿名での御意見は受付できませんので御注意願います。

* 2 御意見は日本語で記入してください。

* 3 電子メールによる場合は、件名を「福島県食品衛生法施行条例の一部改正に関する意見」としてください。

* 4 様式を使用しない場合は、氏名（法人その他の団体の場合は名称）、住所（又は所在地）、電話番号、意見書を提出する条例名及び御意見を記入してください。

(2) 提出先等

問合わせ先	福島県保健福祉部食品生活衛生課 電話番号 024-521-7245
提出先	持参の場合 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号 福島県庁西庁舎 4 階食品生活衛生課
	郵送の場合 〒 960-8670 福島県保健福祉部食品生活衛生課 (住所の記載は不要です。)
	ファックスの場合 ファックス番号 024-521-7925
	電子メールの場合 shokuseiei@pref.fukushima.lg.jp

6 意見の取扱い

- (1) 提出いただいた御意見は、条例の改正に当たって、参考とさせていただきます。
- (2) 提出いただいた御意見は、氏名、住所等の個人情報を除き、御意見に対する県の考え方と併せて、県のホームページにより一定期間公表いたします。
- (3) 提出いただいた書類等は返却いたしません。
- (4) 提出いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

7 その他

改正する条例案の概要等の資料は、福島県保健福祉部食品生活衛生課のホームページ (<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045e/>) に掲載のほか、次の機関でも閲覧又は入手できます。

- (1) 福島県保健福祉部食品生活衛生課（県庁西庁舎 4 階）
- (2) 県政情報センター（県庁西庁舎 1 階）及び各地方振興局（県北を除く。）の県政情報コーナー

また、郵送を希望される場合は、住所氏名を記載し 82 円切手を貼った返信用定形封筒を同封して、5 (2) に掲げる問合わせ先へ請求してください。